

第5章 地域福祉活動計画の取組

高槻市社会福祉協議会における今後のビジョン～地域共生社会の実現に向けて～

近年、地域のつながりの希薄化、自然災害の頻発、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響など、地域を取り巻く状況が変化し、住民の抱える生活課題は複雑多様化しています。

そのような中でも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民などが支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことができる「地域共生社会」の実現が急務とされています。

高槻市社会福祉協議会は、高齢者、障がい者、児童などすべての人々が地域で暮らし、互いに高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、下記取組を実施してまいります。

(1) 高槻市社会福祉事業団からの事業移管により、地域福祉に関する事業とセーフティネット事業を一体的に推進することで、地域での包括的な支援体制の構築と各分野を横断した総合的な事業の企画に取り組みます。また、各分野におけるノウハウ及び専門知識を有する人材体制の強化が図られるとともに、さまざまな地域の生活課題や福祉ニーズに総合的かつ専門的に対応できる組織体制の構築に取り組みます。

(2) 住民主体の地域福祉活動のさらなる推進に向けて、多様な財源確保の手段について検討します。① 会費や寄付の募集にあたっては、地域住民が地域のことを「我が事」として考え、理解・共感を得られるよう寄付金の活用状況などの情報発信を行い、地域福祉活動の支え合いの輪を広げます。② 新たな事業の取組に向けて、クラウドファンディングの活用など財源確保のノウハウについての研究および実施を検討します。

(3) 平成30(2018)年6月に発生した大阪府北部地震の経験を活かして、平常時から地域住民やボランティア、福祉施設などの関係機関・団体との連携を図りながら、災害ボランティアセンターの運営体制強化に努めます。

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響下のような地域福祉活動を休止せざるを得ない状況下でも、住民同士のつながりが途切れないよう、創意工夫をしながら新しい生活様式に基づいた地域福祉活動の推進を図ります。

これらの取組を通して、高槻市社会福祉協議会は地域住民とともに第4次地域福祉活動計画の推進を図ります。

基本目標 1

包括的な相談支援体制をつくる

方針 1 身近な地域で生活課題を受け止める体制づくり

「基本方向」・「方針が達成された場合の姿（イメージ）」は第4章 地域福祉計画と共通（23頁）

現状と課題

《第3次計画期間中の取組に対する評価》

- ・福祉のまちかど相談実施地区は6地区から14地区に増えました。
- ・福祉のまちかど相談の実施により、活動に取り組む地区福祉委員会の相談機能が強化され、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の相談件数が増加しました。また、高齢者地域支えあい事業などの見守り対象者に対して地域包括支援センターやCSW等支援者へのつながりが活発になっています。
- ・福祉のまちかど相談を実施することによりCSWが地区福祉委員や民生委員児童委員から見守り訪問時に気になった住民の相談を聞く機会が増えています。
- ・地域住民が受け止めた相談を重荷に思わず、専門機関につないでもらえるよう、しっかりと対応していくことが必要です。

《地域住民から寄せられた主なご意見》

- ・福祉のまちかど相談を行っているが、ふれあい喫茶の場では言いにくいのか、相談があまりない。どちらかと言えば、それ以外のところで相談を聞くことが多い。
- ・地域ですぐに対応できるよう公共施設に相談窓口が欲しい。

方針を達成するための取組

① 支援を必要とする住民を地域で支える体制づくり

住民、団体、専門職などが互いに協働しながら住民が抱える複雑かつ複合的な生活課題に対応した包括的な支援体制の構築を目指します。

そのために、住民の抱える生活課題を住民に身近な圏域で受け止め、専門職の支援につなぐ仕組みづくりを実施します。また、地区福祉委員会による福祉活動の場や井戸端会議などにさまざまな立場・役割を担う人が参加し、顔の見える関係性を築くことで、協働しながら住民の抱える生活課題の発見から支援の提供まで、切れ目なく実施できるネットワークづくりに努めます。

主な取組

施策・事業	内容
地域で相談を受け止める体制づくり	地区福祉委員会などの団体と専門職が協働し、住民が抱える困りごとを地域で受け止め、支援につなげていく体制づくりを推進します。また、このような取組のひとつである「福祉のまちかど相談」の拡充に向けて、リーフレットの作成や研修会の開催等による活動の啓発及び活動開始に向けた相談支援を行います。
見守りネットワーク体制の充実	住民及び専門職、福祉施設などの社会資源に対して、住民に身近な圏域で行われる井戸端会議への参加を推進します。 その中で「福祉のまちかど相談」の中で受け止めた住民が抱える生活課題の傾向を共有することにより、支援を必要とする住民の発見、見守り及び支援につなげていけるような、ネットワーク体制を強化します。
社会から孤立している人への支援	「福祉のまちかど相談」等の活動を通じて、孤立しやすい世帯の情報把握及び見守り支援を継続して行います。 障がい者、ひきこもり、不登校児童やその家族など、社会参加を必要としている住民の相談を受け、各種専門相談窓口や福祉施設、つどいの場などへつなぎます。
巡回相談による地域の相談窓口機能の強化	地区福祉委員会が実施する「福祉のまちかど相談」等の地域の相談窓口にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が巡回し、支援を必要とする住民からの相談を受け止める体制を強化します。

方針2 市全域での包括的な相談支援体制づくり

「基本方向」・「方針が達成された場合の姿（イメージ）」は第4章 地域福祉計画と共通（26頁）

現状と課題

《第3次計画期間中の取組に対する評価》

- ・ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）については、多岐にわたる課題に対し、各関係機関との連携により専門性を活かした助言を受けながら課題解決に努めました。
- ・ 多様化する相談に対応するため、障がい、ひきこもり、子育て等さまざまな支援を実施する機関と話し合う機会を持ち、連携強化を図りました。
- ・ 高槻市高齢者生活支援ネットワーク協議会において、「高齢者集いの場ガイド」、「生活のちょっとした困りごとお助けガイド」等を作成し、社会資源の見える化を推進しました。また、高齢者の介護予防・生活支援の担い手となる人材の発掘を行いました。
- ・ 生活支援コーディネーターとボランティア・市民活動センターとの共催で社会参加したい住民への身近な相談先として「ふたばサロン～社会参加応援相談会～」を開催しました。

《地域住民から寄せられた主なご意見》

- ・ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の周知、民生委員児童委員との連携。
- ・ CSWにつなぐケースも多く、対応をありがたく感じておられる相談者もいる。
- ・ 福祉活動の開催場所が遠いので、行きたくても行けないとの声がある。大きな課題。

方針を達成するための取組

① 多様化する地域のさまざまなニーズに対応した活動の充実

8050問題などの社会問題から生じる生活課題を抱える住民に対応した社会資源の開発及び提供に向けて、社会福祉協議会が実施する各種事業の活用及び関係機関・団体との連携、地域で必要とされる新たなメニューづくりなどを通じて対応します。また、地域課題の解決を目指して、住民及び団体が主体となり取り組む活動を把握し、活動が円滑に進むよう支援を行います。

主な取組

施策・事業	内容
ひきこもり状態にある人に対する相談支援	ひきこもりによる生活課題を抱える住民の相談を受け止め、社会福祉協議会がひきこもり支援の一環として取り組む居場所づくり「ハイフン」や「ハイフン家族教室」などの各種事業や市内の社会資源を活用しながら支援を展開します。 また、ひきこもりの状態・段階に合わせた支援（個別援助、社会参加、就労など）を適切に実施していけるよう、市内のひきこもり支援機関との意見交換を行います。
生活困窮者に対する支援	失業や病気などの理由により、経済的に困窮している人に対して、生活福祉資金の貸付や食品預託払出事業で寄付を受けた食品の提供を実施し、自立に向けた支援を行います。
福祉サービス事業の充実	公共交通機関での外出が困難で、車いすを利用する高齢者や障がい児・者に対して、スロープ付き福祉車両による移送サービスを行い、社会参加の促進を図ります。
地域包括支援センター事業等の実施に伴う包括的な相談支援体制の充実	ひきこもりや生活困窮者、障がい者への支援を実施してきたことに加え、新たに地域包括支援センター事業を実施することで、切れ目のない支援を行います。また、障がい者に対する相談機能の強化を図り、8050問題など複雑多様化する課題の解決に向け、年齢、障がいの有無に関わらず、幅広い世代のニーズに対応するため、包括的な相談支援体制の充実に努めます。
新たな活動メニューづくりの推進	年齢・障がいの有無にかかわらず、幅広い世代のニーズにあった活動メニューづくりに取り組みます。 地区福祉委員会をはじめとした関係機関及び団体と連携しながら、生活課題を抱える住民に対しての見守り及び支援体制の強化を図ります。

方針を達成するための取組

② 団体及び専門機関、行政との連携による支援体制の構築

生活課題を抱える住民からのあらゆる相談をワンストップで受け止め、高齢者、障がい者、子育てなど分野の異なる専門職が垣根を超えて連携し、それぞれの役割を活かしながら、切れ目のない支援を提供します。そのために、日頃から情報共有を行う機会をつくり、互いの役割の理解を深め、迅速かつ適切な支援につなげられるように支援体制の強化を図ります。

主な取組

施策・事業	内容
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による相談支援体制の拡充	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が生活課題を抱える世帯からの相談を受け止め、地域の団体や福祉施設、各種相談支援機関と連携しながら、ワンストップによる総合的な相談支援を行います。
地域包括支援センター事業等の実施に伴う包括的な相談支援体制の充実（再掲）	ひきこもりや生活困窮者、障がい者への支援を実施してきたことに加え、新たに地域包括支援センター事業を実施することで、切れ目のない支援を行います。また、障がい者に対する相談機能の強化を図り、8050問題など複雑多様化する課題の解決に向け、年齢、障がいの有無に関わらず、幅広い世代のニーズに対応するため、包括的な相談支援体制の充実に努めます。
社会福祉協議会の相談支援体制の充実	地域のあらゆるニーズに対応した相談支援体制の充実を目指して、社会福祉協議会が実施する各種事業や地域の社会資源によるサービスを住民が最大限活用できるよう、社会福祉協議会の事業及び市内の関係機関、団体などのさまざまな社会資源に関して情報共有を行い、連携強化を図ります。
市の福祉部局との連携	既存の福祉サービスの利用や行政による支援が望ましい住民に対して、速やかな支援介入を実施するために、日頃から市の福祉部局と情報共有を行う機会をもつことで、連携強化を図ります。
多機関協働ネットワークの推進	包括的な相談支援体制の整備に向けて、多機関協働を推進し、社会福祉協議会の各種事業に関連のある団体とのつながりを活かしてネットワークづくりの支援と強化を図ります。 また、地域の中で行われている既存の会議などのつどいの場に高齢者、障がい者、子育てなどのさまざまな分野の専門職の参加を促進し、意見交換などを通して複合的な生活課題への支援体制を強化します。

方針を達成するための取組

③ 地域包括ケアシステムの構築に向けての連携

公的な介護・福祉サービスとの連携と住民による助け合いが地域包括ケアシステムにおいて重要な鍵を握ることから、地域包括ケアシステムの構築のため、市との連携を図るとともに、地区福祉委員会や各種ボランティア、福祉施設、相談支援機関をはじめ関係機関・団体等による連携体制をより一層強化します。

主な取組

施策・事業	内容
地域包括ケアシステムの構築に向けての連携	<p>地域で生活するすべての人が、自分らしい生活を送れるよう、社会福祉協議会の専門性と地区福祉委員会の組織力を活かし、地域包括ケアシステムの構築に向けて市と連携します。</p> <p>生活支援コーディネーターの活動を中心として、住民に対して社会参加の必要性について周知を図り、様々なニーズに対応し、活動の担い手との調整を図ります。</p> <p>また、住民が地域の生活課題について考え、主体的に活動できるような仕組みづくりに努めます。</p>

方針3 権利擁護の推進

「基本方向」・「方針が達成された場合の姿（イメージ）」は第4章 地域福祉計画と共通（34頁）

現状と課題

《第3次計画期間中の取組に対する評価》

- ・ 日常生活自立支援事業の利用者増に向けて、専門員を増員するなど取組を進めました。
- ・ 認知症高齢者や知的・精神障がい者など判断能力が不十分な人のニーズの増加が見られるため、必要に応じて支援を行います。

方針を達成するための取組

① 多様性を受け入れる地域づくりを目指した、住民の相互理解の推進

さまざまな立場の住民が交流することで互いの理解を深め、思いやりの心あふれ、支え合う地域づくりを推進していきます。

主な取組

施策・事業	内容
地域で相談を受け止める体制づくり（再掲）	地区福祉委員会などの団体と専門職が協働し、住民が抱える困りごとを地域で受け止め、支援につなげていく体制づくりを推進します。また、このような取組のひとつである「福祉のまちかど相談」の拡充に向けて、リーフレットの作成や研修会の開催等による活動の啓発及び活動開始に向けた相談支援を行います。
多様性を受け入れる地域づくりの推進	高齢者、障がい者、子育て中の親子などさまざまな立場の住民が互いに交流することで理解を深め、思いやりの心を育み、多様性のある地域づくりを推進します。

方針を達成するための取組

② 権利侵害を受けやすい人を守るための事業の充実

権利侵害を受けやすい認知症高齢者や障がい者などの意思表示を尊重し、権利を守るため、適切な制度に結びつくよう支援します。

主な取組

施策・事業	内容
日常生活自立支援事業の充実	<p>権利侵害を受けやすい認知症高齢者や障がい者が自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービスなどの支援を行います。</p> <p>また、事業の周知を行うことにより、支援を必要とする人が適切にサービスにつながるよう努めます。</p>
成年後見制度の推進	<p>認知症高齢者、知的・精神障がい者などで判断能力が不十分な人の権利を守るため、市とともに成年後見制度の推進に努めます。</p>

基本目標2

支え合い、共に生きる地域をつくる

方針1 地域の支え合い、見守り体制の強化

「基本方向」・「方針が達成された場合の姿（イメージ）」は第4章 地域福祉計画と共通（39頁）

現状と課題

《第3次計画期間中の取組に対する評価》

- ・ 地区福祉活動計画の策定に向けて、地域への丁寧な説明を行い、理解を得ることが必要です。
- ・ 社会福祉協議会の地区担当職員が小地域ネットワーク活動や役員会、地域行事等に積極的に顔を出すことで参加者とも顔なじみとなり、相談などをコミュニティソーシャルワーカー（CSW）等につないでいます。また、地区福祉委員会の活動にCSW事業の相談者をつなぎました。
- ・ 福祉のまちかど相談などを通じてCSWが把握している地域の住民ニーズなどを共有する場として身近な地域での井戸端会議等を開催していくことが望まれます。
- ・ 障がい者の地域参加の拡充に向けて、障がい福祉施設で働く職員と地域住民をつないでいくことが必要です。

《地域住民から寄せられた主なご意見》

- ・ ふれあい喫茶にお誘いを受け、広範囲の人々と友人になり、行動も広がった。
- ・ 平日に参加できる幼児がいる人（家庭）が対象になっているので、課題に応じて対象者と開催日時を検討してはいかがか。
- ・ 男性の行事参加者が少ないので、男性が参加しやすい活動の工夫が必要。
- ・ 地域において障がいについての理解を深めるための機会をつくる。
- ・ 高齢者地域支えあい事業の見守りをする中で、入院などで一時不在にされている人の情報がわからない。情報共有のあり方を考えたいが、個人情報の問題にぶつかる。
- ・ 地域の子ども会などは廃止となる傾向にあり、孤立する親子に対するフォローを強化する必要がある。

方針を達成するための取組

① 地区福祉委員会活動の充実

地区福祉委員会などが地域での活動状況の把握に努め、市内のすべての地区で主体的に小地域ネットワーク活動や高齢者地域支えあい事業等の活動の充実を図られるようにします。

また、地域住民や関係者が主体となって地区の課題の発見と共有を目的として、地区ごとの「地区福祉活動計画」づくりを促進し、策定後の地区については、計画的な推進ができるよう支援します。

主な取組

施策・事業	内容
地区の福祉活動の充実	活動の一層の充実を目指し、出向く回数を増やすなどのアプローチや地区福祉委員会活動の担い手の育成に積極的に取り組みます。 地区福祉委員との顔の見える関係を築きつつ、事業運営へのアドバイス等を行います。
地区福祉活動計画づくりの促進	地区内の問題解決や現在の取組のさらなる発展を目指し、地域づくりにおける地区コミュニティをはじめとする多様な主体の参画により全地区での「地区福祉活動計画」の策定と更新に取り組みます。 未策定地区に対して計画策定をより一層働きかけ、活動目標に沿えるような地区活動を推進します。また、計画策定をきっかけとして、福祉活動への理解を促し、各種活動に積極的に参加してもらえよう活動展開を促します。 策定済みの地区については、計画の推進と更なる充実に向けた取組の促進に努めます。
地区の組織体制の強化	地区福祉委員会の安定した組織運営を目指し、役員やボランティアの研修・研鑽の場を提供し、組織強化に取り組みます。
高齢者地域支えあい事業の充実	ひとり暮らし高齢者等に対し、声かけ・見守り活動を実施し、いつまでも住み続けたいと思える地域づくりを目指します。また、事業をより多くの人に知っていただけるよう工夫します。 また活動するボランティアについて、安心して日々の見守り活動を行えるように研修などを通してフォローアップ体制を構築します。

方針を達成するための取組

② 地域の福祉について考え、互いに支え合える地域づくり

地域にある困りごとやさまざまな問題について住民が話し合いや情報交換・共有を行える場づくりを進め、そこに地域の団体や福祉施設なども参画し、自らも地域の一員として課題に対してそれぞれの強みを活かした取組を行うなど、垣根を超えたつながりづくりを推進します。

主な取組

施策・事業	内容
身近な地域での井戸端会議等の開催	地域の井戸端会議など参加しやすい雰囲気での交流の場を設けることで、地域住民をはじめとする多様な主体が互いに交流し、新たな輪ができる仕組みづくりを推進します。
地区活動への多様な人の参加促進	障がい者や子育て中の親子など、地域に住む多様な人々に対して、地域の福祉施設などと連携しながら地区活動への参加を促すためのアプローチを行います。 また、住民それぞれの福祉ニーズに沿った活動がさらに多くの地区で実施できるよう支援します。
福祉施設による地域貢献活動の発展に向けた仕組みづくり	高槻市民間社会福祉施設連絡会の会員施設をはじめとするさまざまな福祉施設が地域のニーズを把握し、それに対応した社会貢献活動に取り組めるように、地域とのつながりづくりを支援します。

方針を達成するための取組

③ 基金などの有効活用

地域福祉活動やボランティア・市民活動の推進に向け、市民から預託された各種基金などを有効活用し、地域福祉活動を行う団体への支援を進めます。

主な取組

施策・事業	内容
善意銀行をはじめとする基金などの活用	<p>善意銀行による事業助成の効果的な活用につなげるために、地域福祉活動を行う団体に対して、周知活動や事業の趣旨を踏まえた申請のアドバイス等を行います。</p> <p>また、市民から預託された各種基金については、それぞれの基金の目的に沿って有効に活用します。</p>

方針2 地域の交流の場づくり

「基本方向」・「方針が達成された場合の姿（イメージ）」は第4章 地域福祉計画と共通（45頁）

現状と課題

《第3次計画期間中の取組に対する評価》

- ・ふれあい喫茶を実施している地区の中には、参加者も地区福祉委員も高齢化してきているところがあり、継続、発展していくためには新しい人材や分野の協力が必要です。
- ・地区福祉委員会以外の団体が実施している居場所も増えてきています。

《地域住民から寄せられた主なご意見》

- ・SNSを活用し、自ら知りたい情報だけ得られる世の中になっているため、交流する機会が減っている。
- ・地域のつながりが年々強くなるよう、みんなが努力する必要がある。

方針を達成するための取組

① 地域のだれもが気軽に集える居場所や交流の場づくりの支援

地域の中で、住民がひとりで悩みを抱え込んだり、孤立感を深めないために、年齢や障がいの有無、立場に関係なく、住民が地域の中で気軽に相談したり、集い・交流できる場のさらなる発展を目指します。

主な取組

施策・事業	内容
地域の居場所・交流の場づくりの支援	地区福祉委員会の「ふれあい喫茶」やさまざまな施設・団体が実施する「地域の居場所」のような、障がい者、子育て中の親子、施設関係者などさまざまな立場の人が集い・交流し、地域の中で住民が気軽に相談できる地域主体の居場所づくりの支援を進めます。
地域の居場所・交流の場の利用促進	地域の居場所をより多くの住民が活用できるよう、地域の居場所の情報の把握と提供を進めることで、活動のさらなる発展を支援します。

施策・事業	内 容
<p>さまざまな地域のニーズに対応した交流の場づくり</p>	<p>ひきこもり、不登校などの生活課題を抱える人やその家族が地域で孤立することを防ぐため、参加しやすいよう工夫を行った交流の場を設けます。</p>

方針3 災害時要援護者支援体制の強化

「基本方向」・「方針が達成された場合の姿（イメージ）」は第4章 地域福祉計画と共通（48頁）

現状と課題

《第3次計画期間中の取組に対する評価》

- ・ 地区福祉委員会に対し、災害時要援護者情報を活用した取組等の支援を行いました。
- ・ 災害ボランティアセンターについては、大阪府北部地震の際にも地域のことをよく知っている地区福祉委員に運営面で協力を得て大きな力となりました。
- ・ 今後の災害に備え、新たな災害協力ボランティアの育成と関係機関・団体との協力体制の構築が必要です。

《地域住民から寄せられた主なご意見》

- ・ 顔の見える関係づくり。日頃からの声かけ、挨拶や見守り訪問を実施。地域の支えあいの輪に要援護者から入ってもらえるように心がける。
- ・ 災害発生時には多くの支援者（特に若い世代）が必要になるが、その支援者の数は夜間と昼間では違う。昼間は若い世代は仕事等で地域外に出ていることが多いので、そこをカバーできる他のつながりを作ることが必要になってくると思う。

方針を達成するための取組

① 災害時要援護者の日頃からの見守り

大規模な災害の発生に備えて、平常時から災害時要援護者の把握、関係づくりを図るとともに、災害時に地域の団体や施設との連携のもと、要援護者の支援が円滑に行えるよう、支援体制の整備・充実を地区に働きかけます。

主な取組

施策・事業	内容
日頃からの見守り体制づくり	<p>災害時に地区福祉委員会をはじめとする住民が災害時要援護者情報を活用し、きめ細かな支援ができるよう、さまざまな地域団体や施設との協力を働きかけます。</p> <p>また、啓発活動などにより地域の防災意識の向上を図ることで地域全体での日頃からの見守り体制づくりを進めます。</p>

方針を達成するための取組

② 災害ボランティアセンターの体制整備

平成30（2018）年6月に発生した大阪府北部地震の経験を活かし、平常時から関係者や関係機関との協力体制を構築し、災害時に即応できるような体制づくりを整備します。

また、災害ボランティアセンターの運営協力を行う「災害協力ボランティア」の継続的な発掘と育成や、「災害ボランティアセンター設置・運営シミュレーション」などを定期的実施し、災害ボランティアセンターの周知と体制整備を行うとともに運営体制の強化を図ります。

主な取組

施策・事業	内容
災害協力ボランティアの発掘と育成	災害ボランティアセンターの運営は社会福祉協議会職員だけで実施できるものではなく、実際に大阪府北部地震の際には多くのボランティアの協力のもと運営することができたことから、災害ボランティアセンターの運営に協力する「災害協力ボランティア」のさらなる発掘のための広報活動と定期的な研修を通じた育成に努めます。
各種団体との協力体制の構築	被災状況とニーズを把握し、効果的かつ効率的な支援を図るため、日頃から青年会議所や福祉施設などとの意見交換を行います。 また、災害時には、各種関係団体と相互に協力し合えるように役割分担を行い、災害時要援護者への配慮など幅広いニーズに迅速かつ適切に対応できる体制を構築します。
災害ボランティアセンター設置・運営シミュレーションの実施	近年、自然災害が多発する状況を鑑み、大阪府北部地震の経験を活かし、災害時の支援ニーズに迅速に対応できるよう、災害ボランティアセンター設置・運営シミュレーションを実施します。 また、シミュレーションを定期的開催することで、多くの住民に災害ボランティアセンターを周知し、災害時の運営協力や利用促進につなげていきます。
災害ボランティアセンターの運営に係る環境整備	災害ボランティアセンターの運営の中でSNS等を活用したボランティア募集や活動状況の情報提供など、その都度変わる状況に対応した運営を行うため、通信環境の改善などの整備に向けた取組を進めます。

基本目標3

地域や福祉の人材をつくる

方針1 地域福祉活動を支える人材づくり

「基本方向」・「方針が達成された場合の姿（イメージ）」は第4章 地域福祉計画と共通（52頁）

現状と課題

《第3次計画期間中の取組に対する評価》

- ・ 地区福祉委員会の各種事業を対象とした研修会では、ボランティアのスキルアップに努めています。特に居場所づくり研修会は回を追うごとに参加者が増え、楽しく自然に情報共有ができる場になりました。
- ・ 「第3次地域福祉活動計画研修会」を開催し、地域での支え合い、助け合いの意識醸成を図っています。また、担い手を募集している事業所や団体の情報を活用し、地域福祉活動を支える人材の発掘や養成を行いました。
- ・ 生活支援コーディネーターとボランティア・市民活動センターとの共催で社会参加したい人への身近な相談先として「ふたばサロン～地域活動応援相談会～」を開催しています。
- ・ 生活支援サポーターの登録者数が大幅に増加し、事業の周知を図ったことにより相談件数も増加しました。依頼者の多様化するニーズにより、サポーターでは対応困難なケースも増えてきましたが、地域包括支援センターや他の事業所との連携を図りながら、コーディネート業務に力を入れています。
- ・ 各種講座やイベントを通して、ボランティア活動の裾野を広げる取組を行っています。また、ボランティア活動者の育成や子育て支援等のニーズに対応するため、講座メニューを新設しました。
- ・ ボランティアコーディネーター養成研修を実施し、コーディネーターのスキルアップを図っていますが、多様化するニーズへの対応力の向上が必要です。
- ・ ボランティアの依頼内容に応じ、個人及び団体への協力要請を行ったほか、情報提供を行っています。また、ボランティア入門講座を実施し、ボランティア活動のきっかけづくりを行い、新たな人材の発掘に努めています。

《地域住民から寄せられた主なご意見》

- ・ 民生委員児童委員、地区福祉委員の担い手がない。
- ・ 福祉分野のボランティア活動をしたいと考える住民に対し地域のニーズ、ボランティア活動の方法や運営などについて情報提供や支援を行う仕組みを充実させるべきではないか。
- ・ ボランティアの担い手には口コミなど直接的な声かけが効果的。
- ・ 団塊の世代は70歳前後で心身ともに元気な人が多いので、担い手になってもらえるよう働きかけてはどうか。

方針を達成するための取組

① 地域福祉活動を支える人材づくり

地域の活動をさらに充実するため、新たな事業を行うリーダーの育成を行うとともに、多くの住民が活動の目的や必要性を理解し、関心を持ってもらえるよう、さまざまな手法で研修を企画し、実施します。そして気軽に地域福祉活動に参加できる土壌をつくります。

主な取組

施策・事業	内容
地域福祉活動を支える人材づくり	地域福祉活動の目的や必要性、発展経過などについて、ボランティアをはじめ多くの住民に理解してもらうため、各種研修会を実施し、地域での支え合い、助け合いの意識醸成を図ります。また、学生や定年を迎えた住民等が地域福祉活動に参加しやすいような仕組みづくりや社会参加のきっかけとなるような身近な相談・交流会の開催により、多くの担い手の人材を確保できるよう体制整備を行います。
生活支援サポーター事業の拡充	生活支援サポーター事業の拡充を目指し、引き続き「介護予防・生活支援サービス事業従事者研修」修了者を対象にした生活支援サポーター養成講座を開催し、地域福祉活動を支える人材のさらなる養成を図ります。 また、小グループ化や研修会・交流会などの開催によりサポーター同士のつながりを深めるとともにスキルの向上を図り、さらに自主的な活動につながるよう働きかけます。

方針を達成するための取組

② 活動の場の情報収集及び提供

地域活動の場の情報収集を行い、社会参加活動に関心のある人に情報提供を行います。

主な取組

施策・事業	内容
活動の場の情報収集及び提供	人材を必要とする事業所や団体などの情報把握に努め、円滑なマッチングの調整を行います。 また、地域で活動する団体などからの人材活用についての相談に対応します。

方針を達成するための取組

③ ボランティア及び市民活動の支援

ボランティア・市民活動センターの役割を十分に発揮し、さまざまなニーズに合ったボランティア活動の支援ができるよう、地域福祉会館を活用し、機能強化と事業の充実に努めるとともに、市民公益活動サポートセンターと連携し、ボランティア及び市民活動の支援を行います。

主な取組

施策・事業	内容
ボランティア・市民活動センターの機能強化と事業の充実	ボランティア及び市民活動の拠点としての役割を十分に発揮し、日々変化するボランティアニーズへの対応や活動者の支援のため、ボランティア・市民活動センターの機能強化と事業の充実に努めます。
ボランティアコーディネータ力の強化	多様化するボランティアニーズへの対応力強化のため、他事業や関係機関・団体との協働を推進するとともに、ボランティアコーディネーターを対象とした内部研修の実施や、ボランティアニーズの調査研究に努めます。
ボランティアの育成	啓発事業や各種講座等を企画し、関係機関・団体の協力のもと、地域住民の学びから実践までを一体的に支援し、ボランティア活動者の育成に努めます。

施策・事業	内容
多様な人材が活躍できる場の開拓	地域住民の社会参加促進の一助として、ひきこもりや障がい者などあらゆる住民がボランティア及び市民活動に参画できる環境を整えるため、他事業や関係機関・団体の協力のもと、既存の活動先との連携強化に加え、新たな活動先の開拓を行います。
ボランティアの活動支援	ボランティア（個人・団体）が継続的に活動できるよう、側面的支援として活動者のニーズの把握に努めます。
市民公益活動サポートセンターとの協働・連携	住民の主体的な公益活動を支援することを共通の目的として、NPO等の主体的な活動を促進する中間支援組織である市民公益活動サポートセンターと研修会や連絡会議を通して相互の連携を深めます。

方針2 人権施策及び福祉教育の推進

「基本方向」・「方針が達成された場合の姿（イメージ）」は第4章 地域福祉計画と共通（56頁）

現状と課題

《第3次計画期間中の取組に対する評価》

- ・市内小中学校や福祉施設と連携し、障がいのある人や認知症高齢者への理解、車いすの操作方法等をテーマにした講座を行い、福祉教育の推進を図っています。
- ・地区福祉委員会や地域包括支援センター、各公民館や学校等、さまざまな団体からの依頼に応じて講座を行い、福祉の意識向上に努めています。

《地域住民から寄せられた主なご意見》

- ・障がい児者の家族交流会が他の地域にも広がると良い。地域の人たちに「こんな障がいを持っている人がこの地域で生活している」と知ってもらうことが大事だ。
- ・家族の方と交流を持ち、それぞれの家族の事情や問題点に少しずつ触れていくことにより、お互いに理解を深めることができれば、何かの時に助け合うことができるのでは。

方針を達成するための取組

① 福祉教育の推進

地区の行事や活動において、身近な地域の福祉課題に気づき、自らその解決に取り組んでいくことができる、福祉教育や体験活動の推進に努めます。

主な取組

施策・事業	内容
福祉教育の取組強化	<p>将来の福祉の担い手づくりに向けて、子どもたちの福祉への理解を深めるため、主に総合的な学習の時間、特別活動、道徳の時間を活用し、学校、地域、福祉施設等と連携した福祉教育の推進、福祉活動の体験等を実施します。</p> <p>わくわくチャレンジ講座（職員出前講座）については、地域団体や学校、企業に向けて講座の啓発に努めます。また、各公民館等とも連携を図り、周知及び講座の実施に努めます。</p>

方針を達成するための取組

② 地区福祉活動への理解の促進

住民に地域の現状を周知し、地域福祉への理解や地区福祉委員会の活動への関心が深まるよう、適切な研修の場を提供します。

主な取組

施策・事業	内容
地区が主体となった啓発活動の促進	行政の各種福祉制度、社会福祉協議会の事業や地区福祉委員会活動など、住民に身近な福祉情報を提供するため、地区が主体となり、職員出前講座などを有効的に活用した研修会や講座の開催を通して、生きがいつくりや福祉に関心を持って積極的に参加してもらえるような地区活動を推進していきます。
多様性を受け入れる地域づくりの推進（再掲）	高齢者、障がい者、子育て中の親子などさまざまな立場の住民が互いに交流することで理解を深め、思いやりの心を育み、多様性のある地域づくりを推進します。

方針3 情報提供・発信の充実

「基本方向」・「方針が達成された場合の姿（イメージ）」は第4章 地域福祉計画と共通（61頁）

現状と課題

《第3次計画期間中の取組に対する評価》

- ・ 地域福祉会館内に情報コーナーを設置し、さまざまな福祉情報を発信しています。
- ・ 地区が主体となる研修会を推進することによって地域住民が参加しやすい環境を整えてきました。

《地域住民から寄せられた主なご意見》

- ・ いつ、どこで、どんなことが相談できるのか。周知徹底が必要。
- ・ 情報周知に偏りがあり、行政や社会福祉協議会の取組について知らない人が多かった。
- ・ 専門知識のない中で高齢者の皆さんとの関わりに不安を感じる時がある。介護や認知症などについて勉強会や研修会など学べる場の必要性を感じる。
- ・ 福祉講座も一つの取組で、若い親世代に地域の取組を伝える場になっている。

方針を達成するための取組

① 福祉情報の収集及び発信

住民が地域福祉に関心を持ち、活動に参加するきっかけとなるよう、総合的な福祉情報の発信を行います。

主な取組

施策・事業	内容
福祉情報の収集及び発信	さまざまな福祉関連情報を提供するため、地域福祉会館の情報コーナー等を有効活用し、福祉情報の収集及び発信を行うとともに、イベント等での周知に努めます。また、講座等での周知も図ります。
社会福祉協議会事業の啓発	相談窓口や地区福祉委員会の活動など、社会福祉協議会が実施する各種事業について、広報誌やパンフレットに加え、SNSなどを活用した広報啓発をすることにより、若年層など幅広い世代に対する情報伝達を図ります。